

議案第百十四号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第八号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号イ中「第三条第三項第三号」及び「第五条」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同号口中「第十条第一項」の下に「（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

（説明）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。